

【患者の皆様へ】 「一般名処方」にご理解ください

当院では、後発医薬品の使用促進を進めるとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを行っています。

昨今、一部のお薬について十分な供給が難しい状況が続いています。

そこで当院では、後発品のあるお薬については、特定の商品名を指定するのではなく、有効成分名をもとにした一般的な名称により処方せんを発行すること（※「一般名処方」）にしました。

「一般名処方」によって特定のお薬の供給が不足した場合であっても患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

なお「一般名処方」について、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和6年4月

地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立こども病院長

※「一般名処方」とは

お薬の「商品名」ではなく「有効成分名」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬でも有効成分が同じ他のお薬から選択できるため、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

<標準的な記載例> 【般】 + 「一般名（成分名）」 + 「剤形」 + 「含量」